

令和7年4月

生活保護法指定施術者の皆様へ

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

(保護担当 075-222-3535)

生活保護法による医療扶助施術報酬点検の本庁集約について（お知らせ）

日ごろは、本市の生活保護法医療扶助の円滑な実施に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、上記のことについて、下記のとおりお知らせしますので、令和3年1月1日以降は、施術報酬請求明細書（施術券）を、各区役所・支所ではなく、京都市役所の担当課まで送付していただきますようお願いいたします。

記

1 施術報酬点検の本庁集約について

これまで、施術報酬請求明細書（施術券）を各区役所・支所の保健福祉センターへ送付していただいていたましたが、令和7年3月31日以降は、以下へ送付してください。

（送付先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎4階

保健福祉局福祉のまちづくり推進室 保護担当

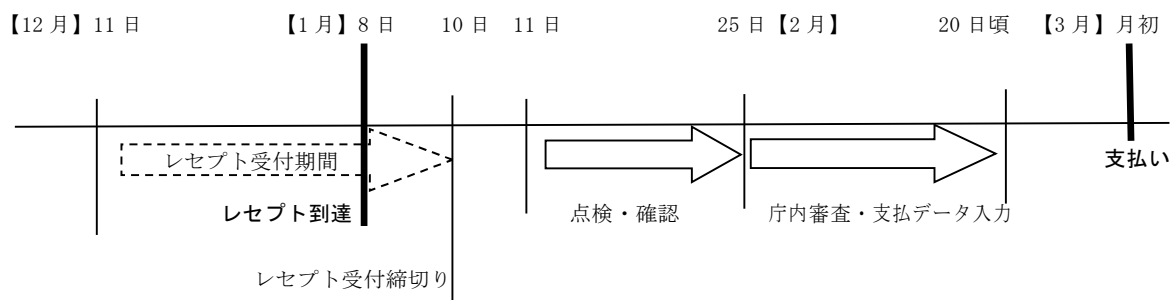
電話：075-222-3535

2 施術報酬の支払までの流れについて

基本的には送付先が変更されるだけであって、【請求一点検・審査ー支払】のスケジュールについては、従前から変更ありません。

毎月10日までに提出のあった施術報酬請求明細書について、過誤又は疑義がなければ、締切り月の翌々月初にお支払します。詳細は以下の例を参考にしてください。

【例：令和3年1月8日に施術報酬請求明細書が当課に到着した場合】



裏面の「留意点」もあわせて御確認ください。

生活保護（医療扶助）患者に施術を行う際の留意点

1 指定申請について

- 生活保護法における施術機関の指定は施術者個人ごとの指定となり、同一施術所の複数施術者が施術を担当する場合は、それぞれ指定申請手続きが必要です。開設者の場合は施術所の所在地の自治体、開設者以外の従事者は住民票の住所地の自治体で指定申請を行ってください。指定申請先が京都市以外となる場合は、当該自治体に手続きを確認してください。
- 生活保護法指定医療機関（施術者）は、公法上の地位が与えられ、生活保護法第50条の規定を遵守していただく義務があります。詳細は指定医療機関医療担当規程（※）を参照してください。
- 指定通知については、適切に掲示、保管してください。

2 協定及び個別契約について

京都市と協定を締結している団体に所属されている施術者は指定申請手続きのみが、団体未所属の施術者は指定申請手続きに加え、別途、京都市との個別契約の締結が必要です。個別契約がないまま医療扶助患者に施術を行われても、施術報酬の請求には応じられません。また、京都市以外から指定を受けられている施術者も京都市との個別契約が必要となります。

3 患者の申請及び給付要否について

- 施術の給付に係る申請は、原則として事前申請のみ認められます。例外的に、閉庁時における応急手当（柔道整復）等、やむを得ないと判断できる場合に限って事後申請を認めています。
- 患者の申請欄については、原則として本人の記入のみ認められます。代筆が必要と認められる場合であっても、施術者による代筆は認めていませんので、記載しないでください。
- 給付要否意見書を患者等に交付したことのみをもって施術の給付が認められるものではありませんので、注意してください。
- 生活保護法における施術の給付については、暦月を単位としているため、月途中の開始であっても、その月の月末をもって1箇月としていますので、注意してください。医師の同意についても同様です。
- 往療については、歩行困難等安静を必要とする真にやむを得ない場合に限り認められるものであり、生活状況等を踏まえて判断しますので、往療料の請求が常に認められるものではありません。また、担当する施術機関（者）については、原則として患者の居住地等から近距離に所在する施術機関（者）に限られます。
- 担当する施術者の変更等、給付要否意見書の記載内容と異なる状況が生じた場合は、事前に担当のケースワーカーまで連絡し、継続の要否等について相談してください。

4 施術報酬の支給について

施術報酬の料金算定（※）は、国民健康保険（施術に係る療養費の算定基準）の例によります。

支払いは、毎月10日までに請求があった施術報酬請求明細書について、内容に疑義や修正がない場合は、締切り月の翌々月初に登録口座へ振り込みます（例：4月28日請求、5月10日締切り→7月初め振込）。

※ 本市ホームページ「京都市情報館」（ページ番号238467）で公開しています。